

平成27年度 森林審議会第2回森林保全部会 議事録

日時 平成27年9月8日(火)

場所 宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

司会

ただ今から、平成27年度宮城県森林審議会・第2回森林保全部会を開催いたします。

始めに本日の部会の定足数について御報告させていただきます。当森林保全部会委員の定数は5名で、本日御出席いただいております委員は4名であり、出席者数は定数の過半数を超えておりますので、宮城県森林審議会規程第8条第5項により、本日の部会は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、本日の部会の公開・非公開について御報告いたします。本部会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により、一部の審議事項を除いて、原則として公開となっておりますのであらかじめ御承知願います。

次に、傍聴に当たっての注意事項について御説明いたします。傍聴者の皆様におかれましては、「傍聴要領」に従って、静粛に会議を傍聴ください。

本日の部会は、原則として公開により行われますが、委員による審議につきましては非公開とさせていただきますので、事務局からの審議事項の説明が終わりましたら、傍聴者の皆様には一旦退室いただき、審議終了後に再度入室いただくこととなります。退室及び入室の際には、お声掛けしますので御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、会場内における撮影・録音につきましては、挨拶までとさせていただきます、審議が始まりましたら、撮影・録音は禁止とさせていただきます。

なお、具体的な審議内容等の取材につきましては、会議終了後に職員が対応いたしますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、開会にあたりまして、自然保護課長の米谷より御挨拶を申し上げます。

課長

委員の皆様方には御多忙中にもかかわらず、先月開催した第1回目に引き続き、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃、本県における林地開発許可制度の適正な運用につきまして、御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

さて、本日御審議いただく案件は、前回と同様の太陽光発電施設に関する申請案件2件となっております。

太陽光発電施設の設置については、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の創設により、近年増加傾向にあります。本日諮問させていただいております案件は過去最大級の面積となっております。

本案件につきましては、事前にお知らせしましたとおり、申請時期が重なってしまったなどの理由から、当部会での現地調査が実施できませんでしたが、先月末に事務局が現地調査した際の写真や動画、空中写真等を用いて丁寧に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

司会

次に、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。
部会長の川村正司様でございます。
阿部育子様でございます。
齋藤司様でございます。
丸尾容子様でございます。
なお、高橋万里子様は、本日欠席でございます。

続きまして、事務局の主な出席者を御紹介申し上げます。
宮城県環境生活部自然保護課長の米谷邦明でございます。
緑化推進専門監の千田政明でございます。
みどり保全班長の佐藤大輔でございます。
そして、私、本日の司会進行を努めます、技術補佐総括担当の皆川隆一でございます。

次に、本日の日程等につきまして御説明させていただきます。お手元にお配りしております次第を御覧いただきたいと思います。

本日の審議事項は記載の2件となっております。
事前にお知らせしましたとおり、今回御審議いただく案件については、当部会での現地調査を行っておりません。

したがって、林地開発許可申請の内容と、その審査結果について、事前に現地調査を行った状況写真や動画等を用いて、事務局から1件ごとに説明を行いたいと考えております。

また、(1)の案件の審議終了後、休憩を取らせていただき、(2)の案件の説明と審議を行っていただき、午後5時に終了する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。
今、御覧いただきました、次第、出席者名簿、席次表、日程表、傍聴要領でございます。

次に資料1の1株式会社一条工務店の事案に係る諮問書の写しでございます。
次に資料1の2としまして、事案資料として、申請書概要、審査調書、申請書写し、写真、図面等がつづられた資料でございます。
次に資料2の1坪井工業株式会社の事案に係る諮問書写しでございます。
次に資料2の2としまして、事案資料として、申請書概要等でございます。

以上が本日の資料となりますが、不足や落丁等がありましたら、事務局までお申し付けください。

本日の議事であります「株式会社一条工務店が行う太陽光発電所用地の造成に係る林地開発について」「坪井工業株式会社が行う太陽光発電設備の設置に係る林地開発について」は、資料1-1及び資料2-1のとおり、平成27年8月24日付けで宮城県知事より宮城県森林審議会会長へ諮問いたしました。

本件については、宮城県森林審議会規程第8条第2項第1号の規定により、森林保全部会において審議する事項となっておりますので、当部会で御審議いただくこととなります。

目的につきましては、「太陽光発電所用地の造成」でございます。この目的については、用地造成と発電設備または施設の設置とするケースがございまして、こちらは、林地開発行為が完了した時点の、転用後の土地利用状況により区分しているものです。

用地の造成までとなれば、パネルを設置する前に林地開発の完了検査が行われます。また設備または施設の設置となれば、パネルまで設置した後に完了検査を行う流れとなります。本日この次に審議をお願いしてまず坪井工業株式会社の目的は「太陽光発電設備の設置」としております。

続きまして、事業箇所の位置関係であります。こちらが、東北自動車道が走っておりますが、こちらに金成インターがございます。平行して国道4号線が走っておりまして、そちら西側に向かってゆきますと、旧栗駒町の岩ヶ崎地区になります。こちらに旧栗駒町の役場がございます。こちらの北側に本日の現場が所在しております。こちらが空中写真によって位置を示したものでございまして、このとおり現在は山林という状況になっておりまして、調整池は図で言う黄色い部分に入ることをごちらでは示しております。

続きまして申請書7ページ目の方に事業計画と致しまして、上から事業面積等が記載されております。まず事業区域の面積としましては、71.1224ヘクタールでございます。

事業区域面積は71.1224ヘクタールで、開発行為をしようとする森林面積は66.8257ヘクタール、林地開発行為の対象となります開発行為に係る森林面積は41.8363ヘクタールで、こちらの面積が10ヘクタールを超えるということで、審議会の案件となっております。

着手の予定日としましては、許可の日からとしており、完了年月日としましては、平成29年11月25日を予定しております。

こちらが地域森林計画図に、事業区域図を重ねたものになります。こちらの赤い線の外周が71.1224ヘクタールを示した区域となっております。こちらの開発をしようとする森林の面積につきましては、この中にあります緑の着色した部分が残置森林として示しておりまして、手をつけない区域となっております。

さらに地域森林計画区域内に、青色示した計画区域から抜いた部分がございます。なので、71ヘクタールの赤枠から、残置森林と計画区域外の区域を除いた分が、太陽光事業に係る森林面積となります。

こちらの図面、斜線の部分と白地の部分に41.8363ヘクタールの区域となります。こちらが土地利用計画図となります。手元の図面ですと34ページと同じ土地利用計画図となります。こちらの図面、見えづらいと思いますが、お手元のものを見比べて頂ければと思います。こちら事業計画書の中程にございまして、用地転用の計画がございまして、太陽光事業用地としましては、オレンジの黄色い区域となっております。調整池関係としましては、御覧の水色の箇所が示しております。その他、造成緑地としましては、少し見づらいのですが、造成して緑化する部分については、薄い緑色で示しております。続いて、造成森林ですが、一部このような黄色い部分がございます。一部池の周りにも黄色い部分があるのですが、こちらが一旦造成した後、植栽をして山に戻すという区域となっております。

あとは管理用通路と致しまして、ピンクの線で示しております。同じく青色の線形で示しておりますのが、水路を示すものとなっております。あとは、濃い緑区域と致しましては、残置森林と、事業後の転用予定としまして残置林とありますが、森林計画対象外の区域で森林を残す区域となっております、残置林と記載しております。

こちらが今回の目的であります、太陽光パネルを設置する位置図となっております。御覧になっておるとおり、青色の区域にパネルがびっしりと埋め尽くされている状況となっております。こういった状況でパネルを設置する予定となっております。発電施設の規模としましては、約30メガワットアワーとなっております。これを年間発電量に換算しますと30,000,000キロワットアワーとなり、約8,000世帯分の年間消費電力に相当するものです。こちらがパネル設置の詳細図となりますが、こちらはパネルの設置角度としましては、25度から30度を考えておまして、こちらは同じく図面の一番最後のページに図面がございます。パネル間の細かい数値などは、スライドでは確認しづらいと思いますが、図面では確認出来ると思います。

申請書6ページの備考の他法令手続き状況につきまして、こちらについては農地法の手続きにつきまして、4月21日付けで許可を頂いております。また調整池設置要綱に基づきまして、県の河川課から回答を頂いているところでございます。また、公共物の用途廃止としましては、事業区域内に栗原市が管理しておりますため池がございまして、現在使用していないこともありまして、6月24日付けで売買契約を締結したという状況です。

また、事業区域でございまして、20ヘクタールを超えますと、大規模開発行為指導要綱に基づき、大規模開発の手続きが入ってきますけれども、こちらは当自然保護課で手続きを行っております、5月8日付けで、大規模開発の申請を行っているという状況となっております。

また、太陽光に関連しまして、経済産業省の設備認定が平成27年1月29日付けで認定をされております。また、東北電力との連系承諾も平成26年5月1日付けで承諾を受けているという形になっております。

申請書2ページ目、お手持ちの資料ですと7ページになります。転用後の用途の下に、林況と地形について記載しております。林況については、針葉樹が50パーセント、広葉樹が10パーセント、未立木地10パーセントとなっております。各林種につきましては、おおよそ25年生から35年生の森林となっております。また標高としましては、80メートルから180メートルで計画されておまして、高低差約106メートルとなっております。平均傾斜につきましては22度、地質土壌につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして土工関係といたしまして、総切取量としまして634,300立法メートル、最大切取高16.1メートル、切取法面勾配は1対1.5、軟岩部は1対6分程度となっております、実際掘削していく中で、岩質の様子で判断するというところでございます。盛土量としては631,200立法メートルとなっております、法面勾配は切土勾配と同じとなっております。以上申し上げた切土、盛土の量を差し引きますと、残土量が約3,000立法メートル発生する計画となっております、こちらにつきましては、地形上、沢地となっておりますことから、沢部に分散して転圧した上で、場内処理する予定となっております。

続きまして小段の設置につきましては、切土、盛土ともに15メートル毎に1メ

ートの小段を設置しております。太陽光パネル設置区域につきましては、比較的傾斜が緩いこともありまして、宅地造成のマニュアルを準用しまして、5メートルに1箇所としまして3メートルの小段を設置し、また4.5メートルに1箇所としまして6メートルの大段ということで配置を計画しております。

法面の保護の観点につきましてですけれども、切土法面としましては客土吹きつけと致しまして、1センチメートルの客土を吹き付ける計画となっております。盛土法面、太陽光パネル設置箇所につきましても、種子吹きつけという計画になっております。

また、切土・盛土法面につきましては、縦排水の側溝を設置する計画となっております。

防災調整池につきましては、防災調整池は5箇所予定しております。こちら、防災調整池の下流に放流します放流先につきましては、栗原市管理の水道と、個人所有の山林、山林と言いましても、現在沢形状になっておりまして、そちらの方に放流することになっております。

防災調整池の設置につきましては、河川課から回答を頂いております。こちらが防災調整池の設置場所です。赤い丸の区域が防災調整池の位置になります。

次に、残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法ということで、開発中は申請者が行い、開発後は土地所有者が行うとなっておりますが、現在地元との雇用関係を予定しているようでして、今後そちらの方は進めていきたいということでございます。なお、造成森林には、アカマツ苗木をヘクタールあたり3,000本で植栽する予定となっております。

一時的利用の場合の利用後の現状回復方法につきましては、国が定めた固定買取期間が20年で、その後も売電可能であれば事業は継続する予定となっております。発電事業を終える場合は、施設を撤去して植栽して林地に戻す予定となっているとのことです。

当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需要の状況につきましては、飲料水使用住宅数は無しとなっております。水資源依存農地につきましては、先程述べました調整池5箇所の下流に、水資源依存農地が6.63ヘクタールございます。こちらにつきましては、調整池に水を溜めて、水をしばって下流域に流す予定となっております。こちらが、その位置関係になっております。この赤い区域が事業区域外で農地として水を使っている区域となっております。

周辺地域への影響及び住民生活への配慮等につきましては、工事前及び工事中に「宮城県レッドリスト2013年版」の絶滅危惧種が確認された場合は、関係機関と協議を行い必要な対策をとることとしております。作業時間は午前8時から午後5時に行い、地域住民の安息時間帯の作業は行わないように配慮を図ることとしております。防音対策としては、市道との境界部施工に際しては、誘導員を配置し安全対策に努めることとしております。

次に森林率と残置森林率でございますが、開発行為の許可基準の運用細則に基づき、工場、事業場の設置につきましては、森林率は25パーセント以上とするとなっております。今回につきましては、森林率といたしまして、37.7パーセントとなっておりますことから、25パーセント以上をクリアしているということになります。また、森林の配置等につきましても、許可基準に明記されておまして、開発行為に係る1箇所あたりの面積は概ね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置するとなっておりますが、こちらについては

左側ブロックにつきましては、7ヘクタール程度ございます。この部分に沢地形に合わせて残置森林がございます。それと右端ですけれども、こちらは約4.8ヘクタールございまして、こちらにも残置森林で外周と中程の区切りをつけております。あと、真ん中の部分が一番大きい訳ですが、こちらは23ヘクタールとなるわけですが、この中に計画区域外の分が1.6ヘクタール程ございまして、約21ヘクタールですが、概ね規定として約2割を示しております、24ヘクタールまでは許容範囲として林野庁から通知がありますので、今回につきましては、それらの基準をクリアしている計画となっております。

続きまして現地の状況を説明させていただきます。今回現地の調査につきましては、8月25日に現地調査をしております。画面に示しておりますのが、今回調査したルートとしましては、市道側の入り口から中央部に登っていきまして、こちらの2号調整池まで確認しまして、さらに、西側に位置しております、こちら休耕田があるのですが、休耕田から1号調整池まで調査を行いました。管理用道路上を通り、太陽光パネル設置予定状況を確認しているところでございます。

ここから写真により、説明させていただきます。まず、入り口の状況等写真になります。こちらお手元の資料では14ページ以降に写真位置図と写真がございまして、写真で示しているのは、一部抜粋しながら選定しておりますので、そちらを合わせて御確認頂ければと思います。

こちらの舗装されている道路が市道の鳥沢線となっております。そちらから左側に向かって現場の入口がございます。現場の入口からさらに中程に入っていくと、現在このように作業道の状況で、道路が既存でございまして、ここから太陽光の設置箇所近づいております。このような状況となっております。この、図面の青い着色区域が、変電設備を設置する予定箇所となっております。この水色の区間が、送電の鉄塔の位置を示しております。写真で見ますと、このような状況の鉄塔となっております。鉄塔に近づいたところになりまして、鉄塔と変電設備の位置関係を示した写真です。さほど距離はございまして、発電した電気を鉄塔に送電するという計画となっております。こちら黄色が太陽光パネル設置箇所となっております。そちらの状況がこのような現況となっております。こちらに関しては草地の方がほとんどでして、森林はほとんどございまして、こちらについては、このような平坦地になっておりまして、ここにパネルを設置していくようになります。奥にあるのが、先程申し上げた送電線となっております。こちらは、5号調整池に流入する配水管の位置を示したものになります。右側に5号調整池の予定箇所がございます。左側の太陽光の設置する位置から排水が流れまして、5号調整池に流れるという状況を写真に収めたものになります。

こちらは、パネルの設置区域を収めたものになりまして、こちらの一番高いトップが、この図面のトップとなっております。こちらは別の角度から、トップを撮影した状況になっておりまして、この部分も太陽光を設置する予定となっております。また、中央部の太陽光の設置する箇所となります。こちらにも一部植栽区域がございますが、こちらについても、太陽光パネルを設置する予定となっております。また写真を比べますと、太陽光の設置箇所を別角度から撮影したものです。続きましては4号調整池を確認したものでございまして、4号調整池が右側に設置される予定となっております。大体ですが、こうした堤体がこちらに設置される予定となっております。続きまして南側のブロックの写真になります。4号調整池が右側に位

置してるような状況ですが、こちらの山腹斜面から下流域の状況を写したものです。同じく現在示している残置森林区域からパネルの設置予定箇所を眺めたものがこちらの写真となっております。こちら、この位置から3号調整池を写そうと思ったのですが、手前にスギ林がございまして、スギ林の向こうに3号調整池を設置する計画となっております。こちら3号調整池の下流部にあります、既存のため池になっております。こちらには直接流入しませんが、この脇の沢に3号調整池に溜まった水が流れる計画となっております。こちら2号調整池の貯留区域の状況がこのような林となっております。こちら東側ブロックの休耕田の区域になります。こちらが現在地目田んぼとなっております、こちらが農地転用をかけている区域になります。現在、このように平坦地となっておりますので、こちらはこの平坦地を利用したパネルの設置となっております。さらにこちらが、南側の太陽光パネル設置予定地となっております、こちら現況このようになっておりますが、写真からも分かるように少し見上げるような傾斜が急な場所もございまして、同じく南側の区域の遠方から事業区域を眺めた写真となります。こちらは1号調整池の貯留区域となっております。1号調整池も規模が大きいものですから、湛水区域しか写真に収まっておりませんが、湛水区域としましては、こういった状況の区域となっております。最後になりますが、事業区域の南側の端ということで、撮った写真となりまして、こちら沢地形になっておりまして、奥の方に民家がございまして、写真については以上です。またこのほか、動画でも準備しておりますが、一旦、この後審査結果まで報告させて頂きまして、ここの箇所の動画を見たいというものがございましたら、そちらで流すということで進めて参りたいと思います。

それでは、最後に審査結果として説明に入らせて頂きます。

お手元にごございます資料2ページ、3ページ目に添付しております「林地開発許可審査調書(案)」を御覧ください。

ここからは、森林法第10条の2第2項の各号の「4つの許可基準」として、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について、森林の公益的機能が著しく損なわれないかどうかを審査する上で、必要な部分だけを掻い摘まんで説明します。「環境の保全」としましては、森林率が25パーセント以上のところ、37%を確保していること。また、周辺におおむね30メートルの残置森林を確保しておりまして、さらに20ヘクタール毎に緩衝帯を配置しており基準を満たしていることから適正と判断しております。次に中程から下段にあります「開発行為に対する関係者の意見」とありますが、こちら、受益者については該当ございません。この他市町村の意見としまして、森林法第10条の2第6項に基づきまして、関係市町村の意見を聴いております。今回は該当する栗原市長からの意見を4ページに添付させていただきました。4ページに添付している意見書のとおり、栗原市長からは防災計画を確実に遵守願いますということ、市道に接する場合は、若しくは接する可能性がある場合は、必ず道路管理者へ連絡をしてから事業を着手願いますということ、3つ目としまして、用排水路等の公共施設の損傷等及び開発行為に伴う苦情が生じた場合は、事業者の責任において、補修等の対応をお願いしますという意見がございました。意見に対する申請者の回答書を5ページ目に添付させていただきました。それぞれの意見内容について遵守し、施工するという内容となっております。続いて、2ページの「市町村」の意見の下段にあります、「他法令との関係」についてですが、農地転用の他、先ほど説明しました河川課との防災調整池の調整容量に関する協議も終了しております。その他、大規模開発行為事前協議中という状態となっております。

さらに、下の段に移りまして、「一般的事項の審査」とありますが、設計書の有無、資金計画の有無、信用状況の有無、施工業者の自社施工か請負施工かを記載しております。申請書には記載はありませんが、請負により地元の野口建設が施工すると聞いております。

また、資金計画としましては添付しております資料 1 1 ページの方に資金計画書の写しを添付しております。

また、「森林を使用できる権利」としては、ほとんどが自社の土地であります。一部関連会社の所有地となっており、関係者から全て土地の使用及び排水同意を得ております。

また、「排除を要する権利及び手続の状況」については、土地の一部に地役権を東北電力が設定しておりますが、こちらも同意を書面でもって確認しており、開発行為にかかる事業が遂行できるものと判断しております。

続いて、残置または造成森林の管理についてですが、開発中は申請者の株式会社一条工務店が管理を行い、完了後はパネル設置区域内は一条工務店が、それ以外は土地所有者が管理を行うこととしています。

続きまして 3 ページを御覧ください。

「2. 災害防止」の欄とありまして、「土工事」、「法面工事」、「防災工事」、「流末処理」それぞれの項目について審査をした結果、図面のとおり適正な法勾配、排水計画、調節容量が確保されており、各項目において「適正」とであると認められました。

続きまして、「3. 水の確保上の審査」についてですが、今回の林地開発行為周辺では、農業用水などの「水の依存」農地がありますが、調整池により貯留し排水量を確保していることから、支障はないものと判断しております。

次に「4. 環境保全上の審査」ですが、先ほど説明したとおり、森林率と森林の配置が林地開発の許可基準に適合していると認められ、また、周辺環境への影響についても騒音・粉塵・植生保全についても対策が図られる計画となっております。

さらに「景観維持上の配置」についても、大規模に太陽光パネルが設置されますが、外周と緩衝帯として 20 ヘクタール毎に残置森林を配置する計画であることから、景観上の影響は少なく、適正であると認められます。

最後に「5. 工事の工程」についてですが、土地の造成工事のため調整池の設置を先行して設置する計画としており、防災計画を優先した工程となっております。

また、伐採を必要な部分だけとしており、工程内容としても適正であると認められます。

以上の審査の結果を踏まえ、森林法第 10 条の 2 第 2 項の各号の「4つの許可基準」であります「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」に関する森林の公益的機能が著しく損なわれないと認められたことから、今回諮問した林地開発許可申請は、許可するのが適当であると判断しております。

以上が、今回諮問させて頂く、林地開発許可申請についての審査結果であります。

議長
(部会長)

ご苦労さまでございました。ただ今、事務局から許可申請の内容及び審査状況につきまして説明をいただきました。このあと、ただ今の事務局からの説明と現地調査の内容についての質疑応答後、委員の皆様意見を求めることとなります。質疑応答の内容の中に、公開することによって当該事業者の正当な利益が損なわれると認められる内容が含まれる可能性がありますので、情報公開条例第 19 条に基づき、ここからは非公開で行うこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、ここで傍聴者の皆様は、一旦退席をお願いします。
また申請者の入室を認めますので、事務局からお伝え願います。

(傍聴者退席・申請者入室確認)

質疑・応答（非公開）

議長
(部会長)

それでは委員の皆様にお諮りします。
「株式会社一条工務店が行う太陽光発電所用地の造成」に係る林地開発許可申請につきまして、許可することに特に問題はないとして、答申することで異議ございませんか。

(異議なし)

異議がないようですので、「許可することに特に問題はない」として答申することに決定しました。以上で(1)の議事を終了いたします。
暫時休憩をいたします。

司会

休憩は10分です。議事再会はあちらの時計で3時10分からといたしますので、宜しく願いいたします。

(休憩)

議長
(部会長)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。
それでは議事(2)、「坪井工業株式会社が行う太陽光発電設備の設置」に係る林地開発について審議を行います。
はじめに、事務局から審議事項の説明をお願い致します。

事務局

先程に続きまして、「坪井工業株式会社が行う太陽光発電所設備の設置」について御説明したいと思います。

お配りした資料といたしましては、資料2-1、資料2-2となっております。

資料2-2の表紙をめくりまして1ページを御覧ください。こちらは「申請者の概要」がございます。

申請者であります「坪井工業株式会社」ですが、代表取締役が坪井晴雅、設立は昭和19年9月12日、東京都中央区に本社を置いております。資本金は1億円です。主な業務の内容としましては、「土木及び建築工事請負業」のほか、「電気事業及び自然エネルギー等の発電事業」となっております。この他にも不動産の賃貸等を行っているところですが、本件の太陽光発電事業に関しましては、平成23年3月からメガソーラー事業を展開しており、39物件62メガワットの事業を現在進めています。うち10物件が住宅及び屋上に設置しております。以上が申請者の概要になります。

それでは次に4ページの「林地開発許可申請書」の写しを御覧ください。ここか

らは、パワーポイントを使いまして説明いたします。

本申請書は平成27年6月29日付けで、坪井工業株式会社代表取締役坪井晴雅より申請されております。「開発行為に係る森林の所在場所」は、黒川郡大和町小野字長岫14番2の外4筆となっております。目的は「太陽光発電設備の設置」でございます。こちらは、パネル設置までを目的としております。こちらは場所関係を示した空中写真となっております。こちら国道4号線がございまして、こちらに大和リサーチパークということで、工業団地が造成されております。

こちら泉パークタウンの紫山になりまして、北にはミヤヒル36のゴルフ場があり、この真ん中にある黄色で囲まれた部分が、今回の申請箇所となっております。

お手元にお配りしました位置図24ページ以降になりますが、位置図で見ますとこのようになっております。ここに記載しておりますのが小野川の上流の砂防指定区域がございまして、今回の事業区域には入っております。そういった区域がありまますという意味で図示しております。こちら、空中写真による状況になります。この水色に示しておりますのが、一級河川小野川が事業区域の西側に沿うようにございまして。

続きましては事業計画書5ページに記載されております、事業区域面積は74.8482ヘクタール、開発行為をしようとする森林の面積としましては65.0116ヘクタール、開発行為に係る森林の面積としてまして52.0580ヘクタールとなっております。着手日としましては、許可の日を予定しております、完了予定年月日としましては平成30年9月30日までを計画しております。地域森林計画図で確認すると、事業区域74ヘクタールにつきましては赤枠の外枠の部分の

区域、そのほか、こちら離れた部分があるのですが、こちらを加えたものが、74.8482ヘクタールとなっております。この中で開発行為をしようとする森林の面積といたしまして、65.0116ヘクタールとなっております。こちらは薄い緑の部分が残置森林となっております、あと今現在白地となっております。こちらが計画から外れた区域となっております。この現場としましては、過去に昭和40年頃に日の出林業協同組合というところが中心となって、牧草地として区域内の整備をしていたという経緯があります。そういった牧草地の跡地が、地域森林計画区域から除外されている区域となっているようです。その際牛舎であったり、管理人の宿舎等があるのが名残のようでして、昭和60年頃に運営が終了しているようです。これら残置森林と計画区域外を除外したものが、開発行為に係る森林の面積として、ピンクの区域を面積計算しますと、52.0580ヘクタールとなっております。こちらが土地利用計画図となっております。ちょっと色々、色があって分かりにくいのですが、地域森林計画の抜く地域と、そうでない区域外の抜く域と同じようにこのように緑とピンクとして色分けしてございまして、ちょっとこちらと見比べますと、混同するところがございますが、もう一枚、こちらは、計画外計画内問わず、残置森林、太陽光パネルを示したものになります。こちらは29ページの方に同じ図面を添付しております。こちら併せて御確認いただきたいと思っております。こちら、5ページに記載の転用後の用途の記載につきましては、上からパネル用地、今お示ししている図面で、黄色い区域がパネルの設置区域を示しております。あとは送電用地としましては、こちらのピンクといいますか、紫といいますか、この区域を計画してございまして、あとは通路としましては、造成緑地としてこのオレンジの法面があるのですが、この中と線をつないだものが、管理用道路の位置を示しております。また、調整池と水路としましては、調整池はこの水色の着色

部分となっておりますが、この小段等の中にも青い線がございまして、そちらが排水の計画となっております。また、ため池ということで、少し分かりにくいのですが、調整池の下にございまして、この着色した部分がため池となっております。また、造成森林としまして、こちらは濃い緑区域としまして、ここにTの字を転ばしたような感じで配置しており、造成法面については種子吹き付けを行ない、造成緑地としているところです。その他、残置森林としましては、ちょっと薄い緑色になるのですが、外周にこのように残置森林を配置している計画となっております。あと、工事用作業用地としまして、こちらの外れの方に、現況は田んぼではありませんが、入り口の仮設の道路を造るための用地を一部区域として作業用地として計画しているという土地利用計画となっております。こちらがパネルの配置した状態の配置図となっております。発電規模としましては、先ほどの一条工務店さんと同じで、

30メガワットアワーとなっております。これを年間発電量に換算しますと30,000,000キロワットアワーとなり、約5,500世帯分の年間消費電力に相当します。先程、8,000世帯といたしましたが、もとななる年間の世帯数に対する消費電力量の算出計算が違っておりまして、それによって開きがあります。

あと申請書の備考欄にあります他法令の手続きにつきましては、一番上の農地法の農地転用につきましては、先ほどの入り口の仮設用道路の農地を転用するということでの、農地転用がございまして、こちらはこれから9月に農地転用の申請が予定されております。また、各防災調整池につきましては、平成27年6月11日付けで、河川課との協議が行われておりまして、回答を得ているという状況になっております。また、大規模開発指導要綱に基づき、平成27年6月30日付けで大規模開発行為の指定をされております。発電にともなう経済産業省によります設備認定につきましては、平成27年2月28日で認定を受けておりまして、東北電力との連系承諾については、こちら昨年平成26年8月6日付けで承諾を受けているという状況になっております。

続きまして、5ページにございます事業計画書について林況等の説明になります。林況としましては、針葉樹が25パーセント、ほとんどが広葉樹となっております。林齢は5から30年生で、標高が54メートルから141メートル、高低差87メートルとなっております。平均傾斜度としては22度、地質土壌につきましては砂質土となっております。

切土量としてましては2,074,947立法メートルとかなり膨大な量となっております。最大切取高としましては、32メートル、切土勾配としましては、最大1:1.5となっております。また、盛土量としましては、2,403,690立法メートルとなっております。最大盛土高が30.00メートル、最大盛土勾配が1:2.0となっております。こちら、切盛の量が多いわけですが、盛土量が切土量を勝っておりまして、現在、不足土328,743立法メートルについては、こちらにつきましては大和町内の土取場から購入予定となっております。こちら盛土、購入土としてはかなりのボリュームになることとなりますので、今後、県としましては、事務所の履行状況調査等で確認しながら土工関係の状況も確認して参りたいと思います。小段の設置高につきましても、法面につきましては、切土法面は5メートル毎に2メートルの小段を設置する計画となっております。盛土も同じく、5メートル毎に2メートルの小段を設置する予定となっております。また、法面の緑化方法としまして、盛土につきましては張り芝を計画しているところがございます。切土、盛土法面には縦排水を設置し、小段にも側溝を設置し、表面水を

処理する予定となっております。また、排水施設としまして、防災調整池が7箇所、こちらオンサイトと書いておりますが、調整池の中にパネルを設置する区域の計画となっております。その他、普通のため池式のオフサイトという形で3箇所計画してございます。こちらそれぞれの放流先として、ため池、農業用排水、小野川への排水を計画しております。調整池については、河川課と協議をしております、こちらは、協議の回答を得ている状況です。調整池の位置についてですが、こちら北側にオフサイトと呼ばれる通常の堤体型の池が1箇所計画がございます。その他南側に2箇所、堤体型のオフサイトが3箇所計画されております。中程にこのバツ印が入っている長方形の区域がございますが、こちらがオンサイトの調整池となっております。調整池の深さとしては、3～40センチしかありませんので、その中に太陽光パネルが設置されるという計画となっております。

続きまして、残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法について6ページを御覧ください。こちら、開発中は申請者が管理し、開発後は森林所有者が維持管理を行うことになっております。こちら計画地のほとんどが坪井工業の土地となっております、資料の9ページの方にメガソーラー発電の管理体制を参考までに添付させていただきましたが、完了後は発電施設としましては、記載のとおり株式会社京セラソーラーコーポレーションのJVに委託するとのことです。その他、発電施設等以外の森林等については、坪井工業と一部森林所有者が行う内容となっております。続きまして造成する森林の植栽木については、樹高1.0メートルのコナラ、ヤマザクラ等の広葉樹等を2,000本/ヘクタールで植栽する予定となっております。樹種につきましては、計画地周辺に広く生育しております購入可能な在来種とする予定でございます。

あと、一時利用の原状回復方法についてですが、固定買取制度の20年後、売電が継続可能であれば、発電事業を継続しますし、売電が不可、或いは発電事業終了後は発電所の撤去を行い、自社管理による樹木の管理を行う予定です。進入路、調整池については、維持管理を継続します。

水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況につきまして、飲料水使用住宅はございません。水資源農地は7.78ヘクタールございまして、1号から3号ため池が水田で利用されております。また、4号ため池についても、水田への利用が1.5ヘクタール程となっております。それらの位置を示したものが、こちらの図面となります。こちらが1号ため池、続いて赤丸で示したものが、1号、2号、3号ため池、あと4号ため池となっております、1号、2号、3号のため池といいますが、同一区域になってきております。こちらが約6.23ヘクタールございます。あと4号ため池、こちらの下流域が1.55ヘクタールとなります。こちららも依存農地の水源の確保としましては、調整池による貯留機能を確保することで、下流域への放流量を調節することから支障はないと考えられます。その他、防火用水等に関する利用の有無はございません。

周辺地域への影響及び住民生活への配慮等といたしましては、工事用車両の出入り口は散水し防塵対策を行うとともに、場外周辺への影響がある箇所については防護柵等を設置し飛散防止を図るとしております。作業時間については、朝の通学時間帯を考慮した時間とし、地域住民の安息時間帯の作業は行わないように配慮する計画となっております。地元説明会はこれまでに2回開催されておまして、工事着手前に再度説明会を開催し、作業時間や作業内容の周知を図り、安全、安心に配慮する計画となっております。環境への配慮としましては、希少植物は確認されてはおりませんが、開発中に確認された場合は、残置森林内に移植するという計画と

しております。また、希少動物が確認された場合は、関係機関と協議を行い、対応を決定していききたいということになっております。続きまして、森林率と残置森林の配置でございます。森林率につきましては、先ほどの一条工務店と同じく、工場事業用地として扱っております。こちら森林率は概ね25パーセント以上とするという許可基準となっております。それに対しまして、森林率が31パーセントの計画としております。森林の配置としまして、先ほどと同じく、外周に概ね30メートル以上の残置森林または造成森林の配置と、1箇所当たりの面積は概ね20ヘクタール以下とするという、基準を本計画にも取り入れているという状況です。こちらが1箇所あたり20ヘクタール以下の区域を示しているものになります。今着色している部分が17.42ヘクタールとなっております。こちらの濃い緑が、その緩衝帯として、配置されていることによって、約3ブロックに分かれて開発区域を分けております。一つが17ヘクタールと、Bブロックとして16ヘクタール、Cブロックとしてこちら20.67ヘクタールございますが、概ね規定としては許容範囲内となっております。

こちらから現地の状況について説明します。現地の写真につきましては、お手元の資料で、12ページ以降に写真位置図を添付させていただきました。こちら画面の方は空中写真となりますが、こちらの白い線が現在町道となっております。町道から現場に乗り入れるところの道路が農道と山林に入ってきますと林道が残っておりますので、そちらを辿って現場の区域をなぞって確認していったというところがございます。こちらは8月18日に現地を確認しております。調査は2ルート歩いておりました、町道から入ってくるルートと、あとは一旦戻ってこちらのミヤヒル36側から登るルートがあるのですが、こちらをぐるっと回ってきて、この小野川を辿って事業区域の西側を確認していったという状況です。計画図におとしますと、このような調査ルートとなっております。入り口から仮設用の道路の区域の水田の脇を通りまして、中の2号調整池を通過してまたこちらの1号調整池の中を通過して、西側のこちらの方が山としては高くなってきますが、この区域の太陽光を計画している林況の状況を確認しております。あとは、西側の状況としては、こちらの残置森林の状況を確認したものです。こちら1枚目の写真の位置になります。町道からの入り口の状況の写真となります。こちらに町道が走っておりますが、こちらの箇所から山に向かって道路がもう一本入っており、こちらがこのような状況となっております。実質的にこちらが道路の入り口となっております。こちらが依存農地でありましたため池関係の流末となっている町道脇の水路の状況となっております。こちらが仮設道路を計画している農地転用の箇所の水田の状況になります。今回、お手元の資料には綴っておりませんが、この赤い区域で事業区域をとっております。中程にこの線形で仮設道路の建設を予定しております。こちらが事業区域側となります。こちらの写真は、ここに2号調整池がありまして、2号調整池から流入してくるため池の状況となっております。こちらは、この写真を撮った箇所から、対岸のこちらの送電用地の予定箇所、図面で言うところの黄色い箇所区域を撮影した写真になります。こちら、中程に入っていきますと、この青い区域が、1号調整池の計画されている箇所となっております。ここに黄色い線を引いておりますけれども、こちら、太陽光パネル設置箇所として、大体ありますが、このラインで切土がでてくると、このラインを境に切土がでてくると、ここからの線の上で切土で調整されるところになります。西側に登っていきまして、逆に東側を眺めた現場写真となります。こちらから撮影しますと、こちらの市街地である富谷町内を確認できたというところがございます。ここもパネルの設置区域とな

っております。続いて、少し先ほどの位置から北側に入っていくと、作業道の状況になります。現在は、こういった形で下草が繁茂した様子でございます。草丈としても2.0メートル前後の状況となっております。ぐるっと回りまして、事業区域の北側を対岸から撮影したのになります。特に説明は入っておりませんが、この田んぼの下に小野川が走っております。こちら、事業区域の東側でして、少し遠目から撮った写真となります。この付近には住宅が1戸ございまして、家族の方が一家族が住んでいるという状況です。こちらの道路から、沢伝いに中に入りますと、このような山林の状況となっております。こちら写真として示したのは残置森林として示した場所になります。こちら、写真で隠れてしまいましたが、オンサイト調整池がございまして、排水先の近隣の状況となっております。こちらの沢から排水する予定となっております、近くによりますと、このような状況となっております。盛土箇所につきましては、根脚の方をブロック積みで予定しております、土砂流出を防ぐという計画となっております。その位置をこの写真におとしたという状況になります。写真としては以上になります。

それでは、以上の内容を踏まえて、林地開発許可申請の審査結果について説明させていただきます。2ページ、3ページ目に添付しております「林地開発許可審査調書(案)」を御覧ください。

ここからは、森林法第10条の2第2項の各号の「4つの許可基準」として、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について、森林の公益的機能が著しく損なわれないかどうかを審査する上で、必要な部分だけを掻い摘まんで説明します。「環境の保全」として森林率が25パーセント以上の31パーセントを確保していること。また、周辺におおむね30メートルの残置森林を確保し、20ヘクタール毎に緩衝帯を配置しており基準を満たしていることから適正と判断しております。

次に中程から、下段にある「開発行為に対する関係者の意見」とありますが、こちら受益者はなしとしております。農地を転用する部分が一部ございまして、現在農地を利用されている方がおりますので、すみませんが、こちら農地転用の記載が入ることになります。こちらは後々訂正させていただきます。

こちら市町村の意見としましては、大和町へ照会中としております。こちらは、大和町で独自に開発指導要綱に基づく開発審査会を行っており、その中で質疑が色々あること、一部、水利組合の同意が足りず、一部内々で同意を得ておりますが、日程等があわず、まだ同意書を得ていない状況でございます。そちらの同意内容を確認の上、回答したいとのことで、まだ意見が届いていないということでございます。「他法令との関係」についてですが、先ほども述べた農地転用の他、河川課との防災調整池の調節容量に関する協議及び大規模開発行為事前協議がなされております。さらに下段に移りまして、「一般的事項の審査」とありますが、設計書の有無、資金計画の有無、信用状況の有無、施工業者の自社施工か請負施工かを記載しております。申請書には記載はありませんが、直営で施工する計画であります。また、資金計画につきましては、8ページの方に、今回の資金計画について記載しております。また、「森林を使用できる権利」としては、ほとんどが自社の土地であり開発に支障はありません。また、水利組合の同意書類が現在整っていませんが、書面の記載をいただくための日程調整中であり、同意を得られる見込みがあるため開発については支障ありません。また、「排除を要する権利及び手続の状況」については、該当ありません。

続いて、その他の欄に記載している開発協定書の締結につきましては、大和町開発指導要綱に基づく開発協定を今後締結予定となっております。残置または造成森林の管理についてですが、開発中・開発後ともに申請者の坪井工業が管理を行うこととしております。続きまして3ページを御覧ください。「災害防止」の審査の欄にある、「土工事」、「法面工事」、「防災工事」、「流末処理」それぞれの項目について審査をした結果、図面のとおり適正な法勾配、排水計画、調節容量が確保されており、各項目において「適正」であると認められました。続きまして、「水の確保上の審査」についてですが、今回の林地開発行為地周辺では、農業用水などの「水の依存」農地がありますが、調整池により貯留し排水量を確保していることから、支障はないものと判断しております。次に「環境保全上の審査」ですが、先ほど説明したとおり、森林率と森林の配置が林地開発の許可基準に準拠していると認められ、また、周辺環境への影響についても騒音・粉塵・植生保全についても対策が図られる計画となっております。さらに「景観維持上の配置」についても、大規模に太陽光パネルが設置されますが、外周と緩衝帯として20ヘクタール毎に残置森林を配置する計画であることから、景観上の影響は少なく、適正であると認められます。最後に「工事の工程」についてですが、土地の造成工事のため調整池の設置として、資料10、11ページとして、防災計画を優先した工程となっております。また、伐採を分散して行うことなどから工程内容としても適正であると認められます。以上の審査結果を踏まえ、森林法第10条の2第2項の各号の「4つの許可基準」であります「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」に関する森林の公益的機能が著しく損なわれないと認められたことから、今回諮問した林地開発許可申請は、許可するのが適当であると判断しております。

以上が、今回諮問させて頂く、林地開発許可申請についての審査結果であります。

議長
(部会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局から御説明がありました。このあと、只今の事務局からの説明についての質疑応答後、委員の皆様にご意見を求めますが、質疑応答の内容等に、公開することによって当該事業者の正当な利益が損なわれると認められる内容が含まれる可能性がありますので、情報公開条例第19条に基づき、ここからは、非公開で行うこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、ここで傍聴者の皆様は、一旦退席願います。
また、申請者の入室を認めますので、事務局からお伝えください。

(傍聴者退席・申請者入室確認)

質疑・応答（非公開）

それでは、委員の皆様にお諮りします。

「坪井工業株式会社が行う太陽光発電設備の設置」に係る林地開発許可申請につきまして、許可することに特に問題はない、ということで答申することで異議ございませんか。

(異議なし)

異議がないようですので、「許可することに特に問題はない」として答申することに決定しました。

以上で本日予定されている全ての議事を終了いたします。
円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。